

## 筑前國井原發見鏡片の複原

梅原末治

一

天明年間(西紀一七八一—一七八八)に筑前國糸島郡怡土村井原で發見せられた多數の古鏡は、同郡三雲、筑紫郡須玖の出土品と共に甕棺内に埋葬せられた顯著な例として、もと黒川文庫にあつた青柳種信の『筑前國怡土郡三雲村所掘古器圖考』<sup>(一)</sup>が故高橋博士に依つて學界に紹介せられて以來、常に注意に上つてゐる處のものである。而して其の性質の一斑また大正七年に故富岡先生が「九州北部に於ける銅劍銅鉞及び彌生式土器と伴出する古鏡の年代に就いて」<sup>(二)</sup>なる論文中に於いて漢の盛時に屬することを考證せられて以來異論を見ないで、略ぼ明であると云つてよい。さり乍ら右の青柳氏の著書は題名がそれを如實に物語つてゐる如く、文政五年(西紀一八二二)に三雲村で發見した遺物を記述の主な對象とし、井原の出土品を附載したものであるが爲に、發見の古鏡數十と云ふにもかゝらず、記事簡に、載するところの鏡片の模寫圖また五片に過ぎない。で井原發見鏡の全般の性質を知るには、よしそれ等が同一の特徴を具へてゐる點から推測は出来るとしても、固より充分とは云ひ難いものであつた。處が一昨年九月我が京都帝國大學文學部考古學教室の事業として、島田貞彦君が主となつて須

玖の甕棺遺跡の發掘を行ふた事が一の機縁をなして、其の報告の公刊を見た昨年、福岡の地で新たに同じ青柳氏の『柳園古器略考』なる冊子の遺存が注意に上り、有吉憲彰氏の特志で、其の五十部限定出版を見て、<sup>(四)</sup>こゝにゆくりなくも如上の闕陥を補足すべき新資料に接することになった。

此の新出の『柳園古器略考』の性質に就いては同書に附した森本六爾君の解説には殆んど觸れるところがなく、たゞ著者の自筆本とあるのみに過ぎないが、録するところを見ると「怡土郡三雲村所掘出古器圖考」「同郡井原村所掘出古鏡圖考」「志摩郡誓願寺藏吳越王塔考」の三者に互つて其の一は恰も、黒川本と同一の表題になつてゐる。しかし内容を檢すると黒川本は右の第一第二の兩者を含んだもので兩者を對校することに依つて、『柳園古器略考』は初稿本とも云ふべく、黒川本は文政五年初秋と同年四月とに書かれた前者を後數月にして纏めて一篇となし若干の拾捨を行つた定本と見るべきものなのが知られる。

さて同書載する「同郡井原村所掘出古鏡圖考」の記事はやはり單簡であるが、

右古鏡破碎者數百片其眞不可悉辨之但以紐算之則世有一者歟

なる黒川本に見えない重要な記載と共に、鏡片の拓影三十餘を收めてゐて、圖考なる名に背かないものであり、この拓影に依つて井原の出土鏡考査を新にすべく、其の性質の爲に一層明確の度を加ふべきことが一見して察知せられるのである。私は嘗て故富岡先生の補助として三雲井原等の出土鏡の調

査に従ひ、また近くは中山醫學博士の驥尾に附して須玖出土鏡の復原研究を試みなどして、甕棺出土の鏡に就いては淺からぬ因縁を持つ。で本書を手にすると共に感興の赴くまゝに、須玖の例に倣つて破片から原形を推し、其の性質に論及して見た。かくて得たのが此の小編である。いま本誌の餘白を借つてこれを公にするに當り、右の新資料を見出され、且つ私の復原に際し必要な原寫眞を提供された有吉氏に對して先づ謝意を表したい。

(註一) 此の黒川本は不幸にも關東大震災の際に焼失してしまつた。でいま遺つてゐるのは寫本のみである。京都帝國大學考古學研究報告第十一冊に附載した同書は富岡氏藏の寫本の復寫を底本としたものである。而して私の黒川本の原本より受けた印象からするとそれは『柳岡古器略考』と同一人の筆として誤りがないと思ふ。

(二) 『考古學雜誌』第八卷第九號所載及富岡氏の遺著『古鏡の研究』所收

(三) 島田貞彦君、筑前須玖史前遺跡の研究(京都帝國大學文學部考古學研究報告第十一冊)參照

(四) 昭和五年十一月福岡東西文化社出版。玻璃版の發澤な出版物である。

(五) 註三の報告書附載の拙稿「須玖岡本發見の古鏡に就いて」參照。

## 二

先づ考察の基本になるところの右の『井原村所掘出古鏡圖考』の説明から入るに、これは「同郡井原村所穿出古鏡圖」なる扉にはじまつて最初に發見に關する表裏一枚の記事があり其の終りに文政六年四月なる草稿の年時が見え、次に四枚、即ち出版本の頁付では二十一頁から二十四頁に互る鏡片の拓影を載せた主要部が來て、末尾に上引の鈕の數を書いた二行の記事を添へ、なほ別に所謂巴形銅器の

圖一枚を附してある。右のうちはしめの記事は大體黒川本の最初の部分に相當して、彼に見ゆる考證などのない單なる事實に關する記載のみであつて、其の第一行から二行に亙り重複した字句を訂正した點などの見ゆるもの。處が次の圖示の鏡片に至つては黒川本がやゝ大形の破片五個を一枚に收めてゐるに過ぎないのに對して、四枚の表裏に多數の片を載せてうちに小片を含むとは云へ、示すところの總數が前者の七倍に上つてゐるのであつて、而もそれ等が模寫ではなく、實物からの拓影である點が、資料としての新し味と價值とを高めるものと云つてよい。尤も是第の拓影は今日普通に行はれてゐる水拓法に依つたものではなくして、釣鐘墨で面を磨擦した不充分的な類なので、原形を正しく傳へてゐず、特に銘文などの場合に於いてその著しいものがあり、拓者の補筆をその上に見出すなどして、本來の儘の正確な類とは云ひ難いが、兎も角も井原出土の鏡片の面影を如實に傳ふるものとして、兼て其の數量の多いことがまた研究の上に有難いのである。

いま右の三十五個を數へる破片の拓影を通觀する際注意に上るのは其の各のうちに重出する拓影の存することである。即ち第二十一頁(有吉氏出版本の頁付に依る。以下之に倣ふ。)表の右の一片は第二十二頁の第一の拓影と同一なのをはじめ、自餘の二片のうちの一また同じであるが如き、第二十二頁裏の右上の一片と同一の拓影を第二十四頁の表左の第二段に存するなど其の例である。これは上記の手拓法の不充分から原物を少しでも正しく傳へんとした拓者が同じものを繰返して試みた結果と解すべきであつて、従つて

黒川本に大形の五個のみを録することの、是等の主要なものに選擇を加へたに依るとして、是れから本書を同書の基く初稿本とする歸結がまた考へられる。それは兎も角として三十五個の拓影から仔細にかゝる重複の片を調べ出して見ると、九個を數へるから、同書の載する片はそれだけを全數から除いたものに外ならぬが、中で一つの拓影即ち第二十一頁の右下の分に不用意にも別個の片を同じものと見て手拓してあるので、結局二十七個の片が井原出土の古鏡片として新たに考察を加へる資料となるわけである。即ちそれは黒川本所載の五片に五倍以上と云ふことになる。

私の形の復原乃至性質の考査は右の二十七個の破片を取つて、各の示す文様や銘文の書體の異同を檢し、それに大きさを考量して、先づ導き出し得る個數を確め、然る後從來の知見からして、其等の性質を致へたのであつた。其の結果、個數では十八面と云ふ、青柳氏の記してゐる鈕數二十一に近い數字を得たし、また其等は大きくはすべて所謂方格規矩四神鏡の範疇に入るものながら、うちに種々の類を含むこと並に其の詳しい性質を確め得た。而して二面の王莽鏡と推定し得るものを見出したことは本遺跡の上限を確定するものとして注意すべきである。以下項を改めて既に知られた黍言之始なる銘を持つ鏡からはじめ各についての記載を試み、其の考査の概要を記することにする。

(註一) 此の拓影の重出してゐる九個は二二頁の表裏の全部八片と二三頁の左上の一片とである。なほ其の個々に就いては次項の各の解説の條に註記するであらう。

(註二) 此の方格規矩四神鏡なる名稱は原田淑人氏の夙に用ひられた稱呼に從つたもので、其の示す形式たるや、我が一部學者の云

ふ.T・L・V鏡に外ならぬのである。

### 三

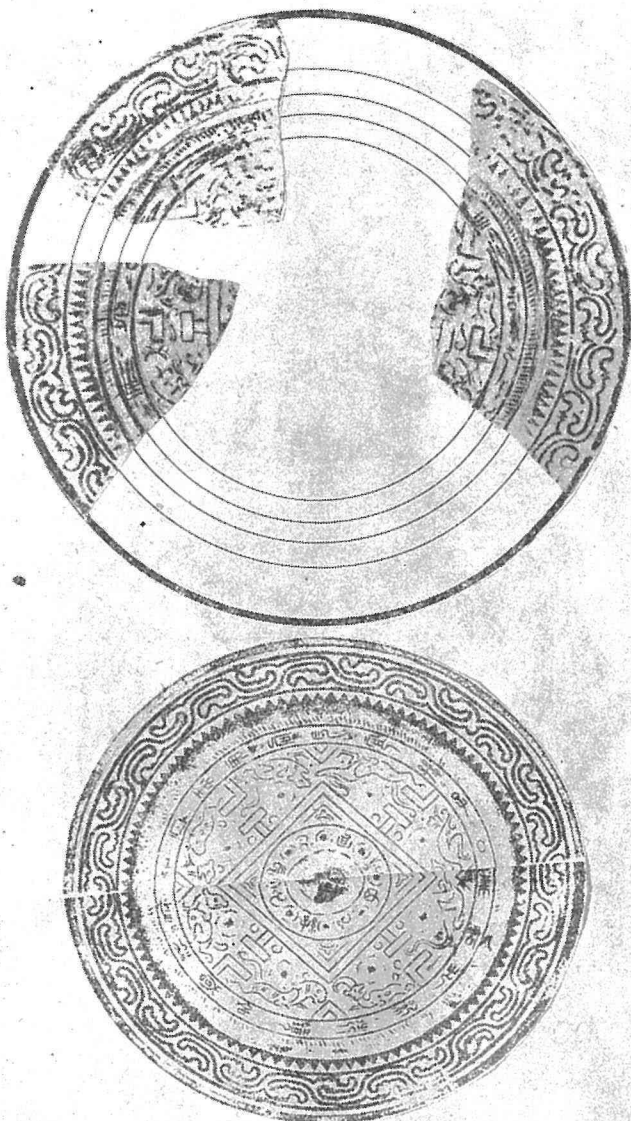
#### 一 流雲文黍言四神鏡

此の鏡は銘句の初の見ゆる一片が黒川本に收められてゐるので、夙に故富岡先生に依つて其の存在と性質とが説かれたことであるが、新資料では破片四個を載せ、うち一個の重出を除くも三片(二一頁表の右上、二三頁表の右上)となつて、遺存部はほゞ全形の半ばに近く、所謂T・L・V字形の間に配する四神の如きも白虎の形などよく見られる。富岡氏は『博古圖錄』卷二十八の初に録した一鏡並に大阪上野氏、京都桑名氏等所藏の類品から其の性質を推されたが、(一)いま銘文の點を主として攷へると、本例は『博古圖錄』に見るが如き長文の銘辭のものではなく、其の字間の工合また上野氏のそれとも違つてゐる。これと最も酷似した遺物は蓋し『奇觚室吉金文述』卷十五載する「漢長宜子孫鏡二」であつて、それとの對照から右の三片の原位置を明瞭になし得る上に、銘の全文をも推定せられる。尤も劉心源は其の銘文を釋して

●●●●  
親君之紀造鏡如蒼龍左左白虎虎右長宜孫子

となし「漢鏡多有語句譌奪乃生湊成文者此類是也」と云つてゐて、初の句を黍言之紀とは讀んでゐない破片に見ゆる字句は種信の補筆が誤つて、爲に不明にした點はあるが、大體上引文中の●を附した部

分に當つてゐる様に思はれる(第一圖参照)。但し本鏡は復原した内區の規矩形の配布から推すと全文



(大一分二)影拓鏡較比及形原復鏡神四言黍見發原井 圖一第

はいま少しながく孫子で終つたものでなかつたらう。此の黍言鏡の銘に就いては最近水谷悌二郎氏が『古鏡銘考釋』を著して、全文を次の如く釋してゐる。

筑前國井原發見鏡片の復原 (梅原)

第十六卷 第三號 三七五

黍言之紀造鏡如蓋始ニ作ルベキノ蒼龍左蓋在ノ左白虎右他鏡銘例居右ニ作ル長宜孫子

二 漢草葉文帶四神鏡〔第二圖の(1)〕

本鏡また黒川本に割合に大きい破片の圖を掲げてゐるものであるが、新出の書には同じ拓影の重出

(二二頁表の右下)の外に

なほ破片一(二三頁表)

を載せてある。此の

鏡同じ方格規矩四神

鏡乍ら、内區に配し

た規矩形は單に「丁字

形のみで、それと銘

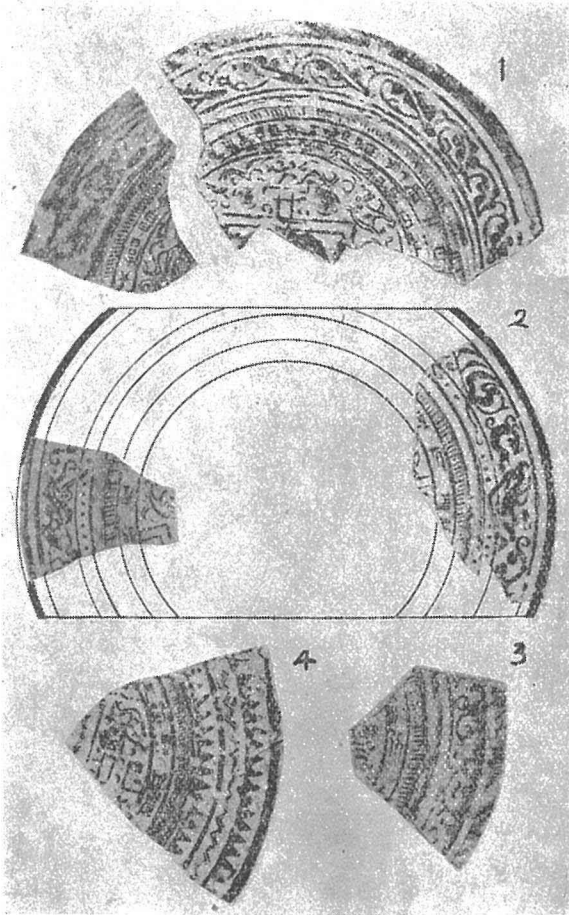
帶の内圈との間に四

神を比較的大きく表

はした式に屬し、外

區を飾る草葉形唐草

文帶にまた特色が見られる。銘文は其の大きい方の破片に初の部分「漢有善銅出丹」と終りの句「王如



(大一分二) (一其) 影拓片鏡古見發原非 圖二第



日月兮」とを存し、また他の一に「大富昌宜」の四字が見ゆる。前者につゞく處のもの、陽和以銀錫清且明云々であることはほゞ明で、全文三十六字内外であつたらうと推測せられる。即ち丹陽の銅を以て鑄造した漢鏡なのである。複原徑約四十五分。

### 三 漢獸帶四神鏡〔第二圖の(2)〕

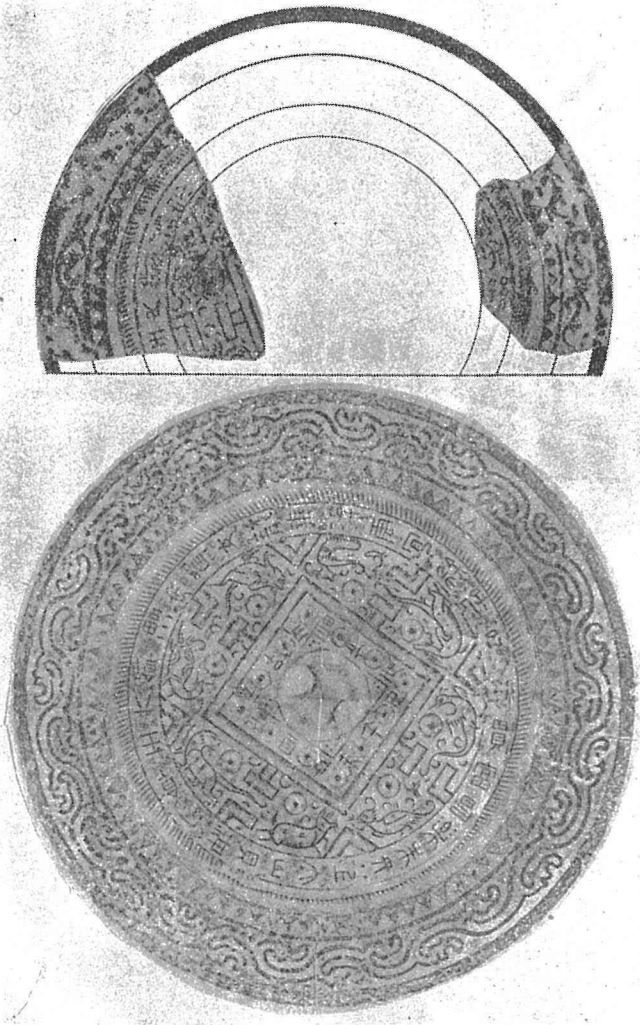
此の鏡の破片は二個(二一頁裏の三及二四頁表右の二)ある。二二頁の裏に見ゆる同式鏡片の拓影は、其の一の縁の重出である。本鏡の外區を飾る獸帶は華麗な特徴のあるもの、故富岡氏所藏の細線式表現の獸帶鏡(二)の示す處から其の全圖様が察せられる。然し乍ら内區は彼とは違つた所謂 T・I・V を配した規矩四神鏡であつて、加ふるに銘帶があり、遺存の部分に「漢有善」明左」の字句の見ゆる點が興味を加へる。私は此種の形式の完美大形なものを瑞典皇儲殿下の收藏品のうちに見たが、京都廣瀨都巽氏所藏の一鏡は(三)ほゞ同じ大さをしてゐて、銘文は

漢有善銅出丹陽取之爲鏡清如明左龍

となつてある。上記殘存の文字がそのうちに存するから、本鏡また同様な銘であつたらう。但し銘帶と内區の規矩との關係並に字間の工合等からすると本例は左記以下になほ八九字あつて完文をなしたことが察せられる。複原徑約四寸八分。

### 四 草葉様文大山四神鏡

破片二個（二二頁裏右一）あつて、其の一個は重出してゐる（二四頁表左の二）右の破片から本鏡は推定徑約五寸の方格規矩四神鏡のうち、外區に忍冬唐草に近い一種の華文を容れ、また其の銘帶は廣い幅で、書體



原複鏡神四山大文様葉草見發原井 圖三第

（大一分二）影拓鏡較比及び形

が漢隸の整美なものなを知り得るのである。此の銘辭の破片に遺存するもの、一は「玉央（英）飲禮

泉」の五字、他は「保子孫」の三字に過ぎないが、其の正しい書體をいま關東廳博物館藏する一鏡其他に比較することに依つて、全文の

上大山見神人。食玉央飲滢泉。駕交龍乘浮雲。宜官秩保子孫。貴富昌樂未央。

であつたのを想定し得られる。(第三圖參照)

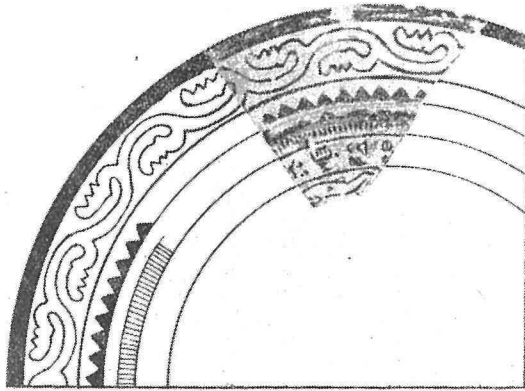
#### 五 波文大山四神鏡(推定)〔第二圖の(4)〕

一個の破片が重出してゐる(二三四頁表の左上)。全形の五分の一足らずではあるが、示すところ一段高い外區は鋸齒文帶を兩側に伴ふ複線波文帶で飾られ、内區では規矩の間に配した朱鳥様の圖形が目立つてゐる。銘帶に「飲滢泉駕」の銘四字を遺存してそれが前者に見ゆるところから書體はやゝ違つてゐるが同じ大山鏡と推定した。(五)

#### 六 新S字様華文四神鏡(推定)〔第二圖の(3)〕

僅に一片の拓影(表左)を見るのみではあるが、うちに「新」なる銘字を遺存して王莽鏡などを推定し得る點に興味がある。拓影では外區の圖様や、朦朧としてゐるが、似たものは故富岡氏所藏の新莽鳥獸鏡等に見えて同式なのを思はしめる。(六)但し銘帶に遺存する文字は「新」の一字のみなので、それが果して國號を表はしたのか否かに就いて疑を挿まれるが、多數の同じ式の鏡銘中此の文字の見ゆるのは最初に來る場合のみであるし、其の書體また羅先王の『古鏡圖錄』載する新興辟雍鏡と一致してゐる(七)

ので王莽の新と推定せられるわけである。尤も銘の全文に至つては從來知られた數種中の孰れであるや知るに由ないか、複原徑四寸六七分の此の鏡に於いて、字間の隔りのやゝ大なるを考量すると、全



井原發見雲流四文神鏡複原形 第四圖  
及及び比較鏡 (二分之一大)

文は二十字を多く出でなかつたもので、或は右の故富岡先生所蔵の一鏡の如き

新有善同出丹陽和銀錫清且明 云々

の様な類ではなかつたかを想像せしめる。

### 七 流雲文四神鏡

破片一箇の拓影(三四頁 裏左下)から復原した徑は約六寸で、上來のもの比して大きく、縁の流雲文は整美に且つ鋭く鑄出されてある。線表出の獸形の一部をのこす内區に接した銘帯に殘存した銘は「武順陰陽」の四字で、それは此の種の鏡銘によく見る句ながら、同帯の幅の廣さ乃至書體の示すところ故富岡氏所藏の新忍冬様華文四神鏡に符節を合すが如く、(八)それから全文が次の如くで、やはり王莽鏡であつたと推測されるのが面白い。(第四圖參照)

新有善銅出丹陽和以銀錫清且明左龍右虎掌四彭朱爵玄武順陰陽

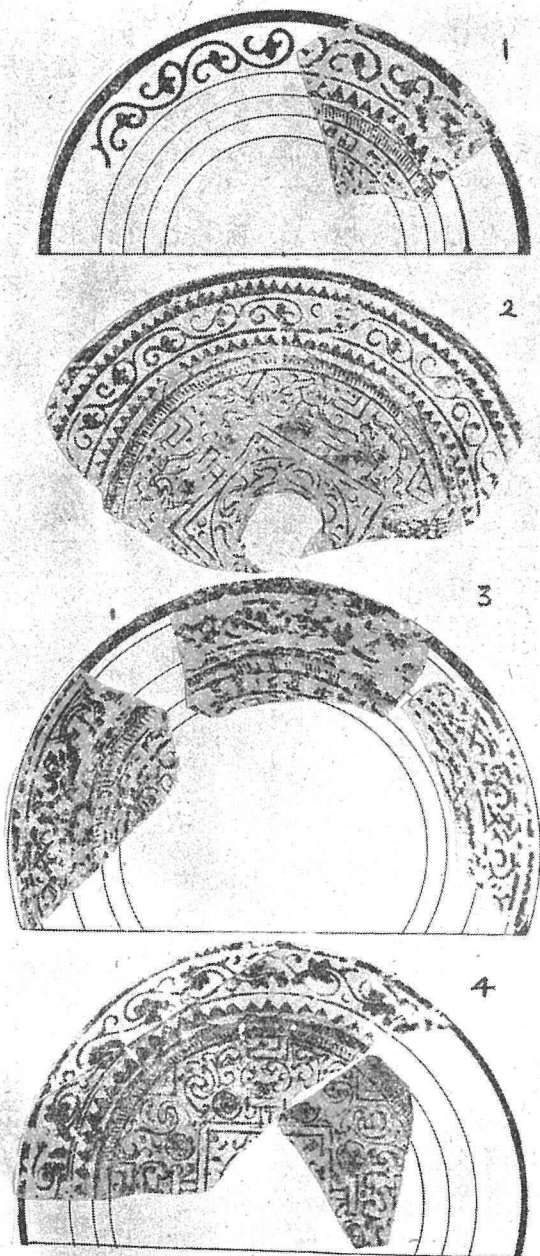
### 八 忍冬様華文四神鏡 [第五圖の(1)(2)]

二面分ある。二者共に拓影が重出してゐる。其の外區は前項に引いた富岡氏の新忍冬様華文四神鏡に見る特色のあるもの。但し一方の全形の半ばを存した破片(二頁表の右と二二頁裏の右下とに重出)は兩側に鋸齒文帯を伴ふて、形のやゝ形式化した類であり、他(二二頁裏の左中と二四頁表の右とに重出)は内側のみにそれを存する式に屬してゐる。前者は鈕を繞る方形格内には線刻の盤龍が表はされ、また内區の規矩形間の四神圖は大形で、玄武並に青龍がよく鑄出されてゐる(復原徑約五寸)。後者は外帯が上引の王莽鏡に極めて酷似するの外に、前者の銘帯を缺くのに対して、外側に細かな斜行櫛齒文を伴ふ幅廣い帯を持つて、いまうちに銘

の末句に當る「國保」なる二字の見ゆる點で小片乍ら興味を惹く遺品である。復原徑四寸七分。

九 S字様華文帶鏡 [第五圖の(3)]

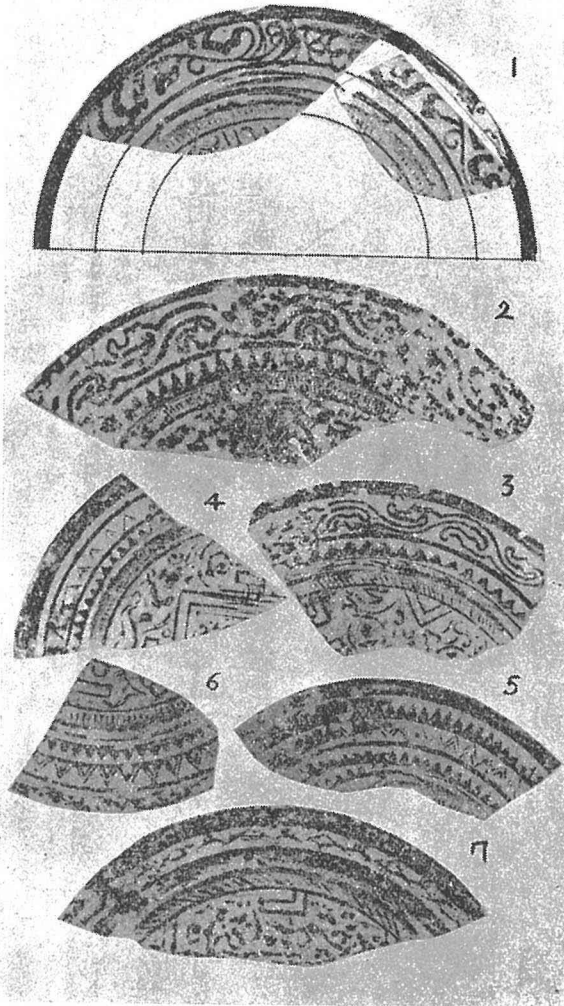
第五圖 井原發見古鏡片復原形 (約二分一六)



破片三個(二三頁表の左中、同)を數へて、外縁部のほゞ半を存してゐるが、是等の破片は鏽が多かつたと見えて拓影が孰れも鮮明を缺き、ほゞ誤りのない點は其の外區を飾る文様の、富岡氏所引の新興辟雍

鏡とほぼ同じいS字様連續華文<sup>(九)</sup>から成ることのみで、其の銘帯に容れた銘文の如き一字も讀み得ないのを遺憾に思ふ。(推定徑約五寸)

一〇 流雲文四神鏡〔第六圖の(2)(3)〕



影拓片鏡古見發原井 圖六第  
(大一分二)

二面。一は二二頁裏の中に拓影を示す大形品で、推定徑約五寸八分あり、外區を飾る流雲文は整齊雄勁な點で標式的と云ひ得るもの。但し前例と同じく鏽が多い爲か拓本では銘文を明になし難く、從

つて其の形式を決定し得ない。其の二は二三頁の右下の破片であつて、この方の流雲文帯は幅が狭く且つやゝ便化した形をして居り、また銘帯を缺いた四神鏡である。複原徑約四寸八分。

一一 草葉文帯方格規矩四神鏡

破片二個（二一頁表の左、二四頁表の中上）でほぼ全形の三分の一を見ることが出来る。外區は（二）に舉げた一例に似た特色のある華文を以て飾つて、而も形の整つたもの、向きも違つてゐる。内區の方格規矩の間に配した圖形は虺龍から脱化したと覺しい旋轉の妙を盡してゐる渦文から成つて、流麗のうちに古調を傳へ出土鏡中の珍らしい圖形なのは特記すべきである。但し銘帯はない。複原徑約四寸八分（第五圖の（4）参照）

一二 華樣文帯規矩鏡〔第六圖の（1）〕

縁部の破片二個を存してゐる。一は二四頁裏左の喰ひ違ひを生じた捉影の一片で、他は誤つて別の鏡片に添へて手拓した二一頁の下のそれである。共に破片が小さく縦かに内區の圖樣としては規矩文形の一を見得るのみであり、銘帯また存しないが、一段高い外區を飾るところの文樣はS字形渦文から發達したと思はれる大形の草樣華文で、それに特色が認められる。複原徑約四寸四分。

一三 波文帯四神鏡〔第六圖の（4）—（6）〕

破片三片（二三頁表の下、二四頁表の左下及び同裏の右上）で、共に外區に波紋を配した規矩鏡の類と考へられ、孰れも銘帯なく



大きまたほゞ似たものながら、右の外區に互に小異を存して三者はそれぞれ別個の鏡片と認められる中で二三頁に載せた拓影の一は、内區に容れた規矩形が所謂T字形のみで、四神形の大きいもののが察せられ、それが(二)の四神鏡の内區に似てゐる。複原徑約四寸二分。

#### 一四 菱形文帶四神鏡

一個の破片(二三頁裏の左上)から其の存在を認め得る。複原徑約四寸六分あつて、外區は素文突帶の間に一種の菱形様の細かな連續文を容れたもの、銘帶がないので内區は割合に大きく見え、それを繞る斜行櫛齒文帶や、I・V等の規矩形の引き立つてゐる類である。(第六圖の(7)參照)

〔註〕(一)『考古學雜誌』第八卷第九號二二・二三頁參照

(二)『古鏡の研究』圖版第九の一及『桃華盒古鏡圖錄』圖版二三の下の所載

(三)廣瀬都巽氏編『漢鏡選集』圖版第九の右所載鏡

(四)此の種の鏡は類例の多いもので『金索』の如き二例を載せ、實物では關東廳博物館所藏品の外奈良關信太郎氏の藏鏡が大形であり、特に鑄上りのすつきりとしたものとして見る可く(『桃陰廬和漢古鑑圖錄』圖版第十四所掲)、出土地の明確なものには朝鮮樂浪郡時代の遺跡たる平安南道大同郡大同江面の發見品がある(『鑑鏡の研究』參照)但し是等は孰れも外區は流雲文であるから、本鏡の草華様文の外區なのは珍らしく思はれる。

(五)飲滌泉なる句を含む鏡は方格規矩四明鏡のうち作佳竟哉なる句ではじまる遺品にも見受ける。例へば『金索』卷六に載せた仙人不老佳鏡の如きそれである。本破片の銘字の體は寧ろ其の方に似てゐるから、或はかゝる類かとも考へたが然

し右の鏡では次の句が飢食聚となつてゐて、駕交龍ではなく、他の例また同様なので、やはり銘文から大山鏡と推定したわけである。

(六) 『桃華盃古鏡圖錄』圖版第一三所掲の華文鳥獸鏡

(七) 『古鏡圖錄』卷中第六枚目の裏に載するもの

(八) 『桃華盃古鏡圖錄』圖版第一二華文四神鏡參照。此の鏡の外區は(四)の大山鏡の破片のそれと全然同一である。

(九) 『古鏡の研究』圖版第四一の一所掲。同書に依ると上海の張鈞衡氏の所藏品なりと云ふ。

#### 四、

以上略記した處にして大きな誤謬がないとすると、二十七片の示す十八面なる鏡の各の形式はほぼ想定が出来たわけである。さて其の一々の示す形式を顧みると、それ等は孰れも方格規矩四神鏡の系統に屬するものであつて、一の異つた形式をも存しないのが目立つ。従つて其の點では故富岡先生の記述以來井原出土鏡の持つ特徴を同式にありとした在來の見解に對しては何等改訂を加ふべきものがない。而してそれが鈕で二十一を數へた破片から十八面まで略ぼ形式を推定したのであるから、右の特徴は今や確實なものとして、よし將來新資料が出ようとも大きな狂などの生ずる餘地の少ないものと云ひ得るであらう。さり乍ら一々の持つ細部の特質に至つては十八面のうち殆んど同一の式を見るなく、其の各が違つた銘文乃至文様帯から成つてゐて、通じて表はれたところ、現在知られた方格規矩鏡の有するバラエティーの半ば以上を占むると云ふことの出来るのは、新に明にせられた事實と

して、それが従來の遺品乃至遺蹟の年代の觀察の上に考量を新にするの要を教ふるものである。故富岡先生の研究では此の井原出土鏡は黍言之始の銘ある第一の遺品等からして大體王莽前後のものとなつてゐる。この見解は方格規矩鏡即ち T・I・V 鏡がやゝもすれば王莽鏡の同意語に用ひられる傾向の強い我が學界に問題なく受け容れられてゐるが、既に繰返して私の論證した如く、<sup>(一)</sup>もと方格規矩四神鏡は單に王莽時代のみならず、漢の尙方官工の作鏡に多い形式として後漢は固よりのこと三國代にもなほ行はれたものであつて見れば、かく種々の形式を含むとなると、先づ其の一々の年代に就いて致へを新にして、それから井原出土品の全體のより確かな年代觀を導き出すべきであること多言するまでもなからう。

此の點から其の銘の書體の篆書に近く、王莽鏡に見ゆるところに一致すると言はれる<sup>(二)</sup>黍言鏡につぐ<sup>(三)</sup>(二)以下に擧げた數面の鏡鑑に於いて(二)(三)は共に「漢有善銅」の銘を有して漢代に有名な丹陽の銅で作られたものなのを如實に示してゐること先づ注意に上るが、(四)(五)また上大山見神人なる整齊なる漢隸の銘を持つたものと推定せられ、同じ式の鏡は朝鮮平安南道大同郡に於ける漢の樂浪の一古墳から前漢永光三年の銘ある銅鐘と伴出して年代考定の據所を示してゐるもの<sup>(三)</sup>。従つて是等の形式の示現するところ方格規矩鏡の最盛期の作品なのを考へ得るものがある。ところが其の(六)(七)の二例に至つては更に問題の王莽に鑄造年代を局限し得べき銘を有する類と推測せられて興味を加へ、(八)

及び(九)の一また王莽鏡のうちに見ると同じい外區を有する點から時代の近似を察せしめるし、(一)のうちの一面は、其の内區の渦文の様式に時代の或は前漢に遡るべきを思はしめるものがある。かゝる點からすると井原出土鏡を以て王莽前後に比定した上記の見解は誤りがなかつたと云ひ得よう。たゞ(一〇)に記した一面の鏡の外區を飾つた流雲文が織巧を加へてゐるのは(八)の一面の忍冬様華文の形式化と共に、同式中で相對的年代の下るべきを想察せしめるもの、なほ(一一)の如き外區のS字形渦文の大形便化系とも認むべき類を含むに於いて、是等の實年代をすべて前類と同一に見ることはやゝ困難かと思はれる。で結局後漢に屬する若干の作品を含むものとするのが新資料からする井原出土鏡を通じての年代觀として隱當なものとしよう。

之を要するに新資料の示す歸結は、青柳種信が、其の定本を作るに當つて、初稿本の多數の拓影のうちから特徴ある鏡片を撰び得たが爲に、一見從來の説に多く加ふるなきに似たものとなつたが、而もその考察に依つて私の念じた井原出土鏡の性質が頗る明確の度を加へたことは多言を要しないのであつて、其の如上の年代觀に對してよしや疑を挿むの論者ありとするも、うちに(六)(七)の如き推定王莽鏡の存在は是等を藏した遺跡の年代の上限の早くも西紀第一世紀の初頭を遡り得ないことを確定するものとして、同遺跡が學界に於ける研究題目の一となつてゐる甕棺遺跡であるところから、多くの人士の注意を惹くことゝ信する。然らばこのさゝやかな破鏡の複原考察も、私一己の興味から出發

したとは云へ、また研究者に若干の寄與をなすであらうか。(昭和六年六月七日稿)

〔註〕(一)「所謂王莽鏡に就いての疑問」(『考古學雜誌』第十卷第三號)及び「方格規矩四神鏡に就いて」(同誌第十五卷第七號)等參

照

(二)『考古學雜誌』第八卷第九號所載富岡氏論文第二十三頁參照

(三)關野博士『樂浪郡時代の遺蹟』第十四章土城附近發見遺物の條及『朝鮮總督府博物館報』第二卷第一號所載の藤田梅原の

文參照